

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

訴 状 要 旨

2018年12月 日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大 脇 雅 子

同 青 山 邦 夫

同 内 河 恵 一

同 松 本 篤 周

外33名

第1 本訴訟の目的

2015年9月19日，第189回国会の参議院本会議において，いわゆる新安保法制法案が採決され，賛成多数で可決成立したとされた。そして，これらの法律は，2016年3月29日施行された。

新安保法制法案の中心的な内容は，従来の政府が一貫して憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使を，「存立危機事態」における防衛出動として容認する点や，これまで武力を行使する他国に対する支援活動を「非戦闘地域」等に限る等としてきた限定を大きく緩和し，「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば，世界中どこにおいても，弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く認めよう

とする点などにある。

しかし、このような新安保法制法によって容認されることとなった自衛隊の諸活動は、戦争を放棄し、戦力の保持を禁止し、交戦権を否認した憲法9条に明らかに違反するものであり、ひいては、安保法制法自体、憲法9条の平和主義条項に違反して無効である。

また、このように内閣及び国会が、恣意的な憲法解釈の変更を行い、憲法の条項を否定する内容の閣議決定をし、法律を制定したこともまた、憲法99条に定められた憲法尊重擁護義務に違反するものであるとともに、憲法改正手続をも潜脱するものとして、立憲主義の根本理念や国民主権の基本原則を踏みにじるものであって、明らかに違憲・違法である。

本訴訟は、そのような新安保法制法を成立させた政府・国会議員の行為につき、国家賠償を求めるものである。

第2 訴状要旨

1 はじめに

訴状では、新安保法制法の制定に係る内閣による2014年7月1日の閣議決定、2015年5月14日の閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決、制定が、①憲法前文及び9条の下で、戦争や武力の行使をせず、戦争による被害も加害もない日本に生存することなどを内容とする、原告らの平和のうちに生存する権利すなわち平和的生存権を侵害するものであること、②また、日本が外国の戦争に加担することによって、国土が他国からの反撃やテロリズムの対象となり、あるいは外国での人道的活動・経済的活動等を危険に晒すなど、生命・身体安全を含む人格権を侵害するものであることについて、具体的に述べている。

2 訴状「第2」について

(1) 集団的自衛権の行使等を容認する点において違憲であること

訴状「第2」では、まず、集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法が違憲であることについて述べる。

新安保法制法は、自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正して、これまでの武力攻撃事態等の概念に加えて、「存立危機事態」という概念を創り出し、自衛隊が、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能とした。

そもそも、憲法9条の下では「自衛権」の行使や、行使の手段たる「自衛力」の保持が許される余地はないと考えることが最も素直な解釈というべきである。

しかし、日本政府は、これまで、日本国憲法も自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法9条2項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動には、「自衛権発動の3要件」を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきた。

すなわち、政府は、自衛隊による実力の行使は、「専守防衛に徹する」組織であるが故にかろうじて憲法9条に違反しないとする解釈を確立してきたのである。

ところが、政府は、2014年7月1日、これまでの憲法9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定を行い、これを実施するための法律を制定するものとした。

すなわち、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、「新3要件」を定め、これにあてはまる場合には武力行使が憲法上許容されとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、としたのである。

この解釈はもはや戦争放棄と交戦権の否認を明文で定める憲法9条の解釈限界を超えるものであり、事実上の解釈改憲と言わざるを得ない。

そして、この集団的自衛権の行使の容認は、自衛隊創設以来60年以上にわたって政府の限界的憲法解釈として定着してきた憲法9条の解釈の核心部分を真っ向から否定するものである。

日本国憲法は、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに（97条）、憲法の最高法規性を規定して（98条1項）、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課している（99条）。

こうした日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民・市民の権利・自由を確保しようとするものである。

政府の閣議決定及び新安保法制法の制定によって集団的自衛権の行使を認めることは、憲法9条の内容を、解釈の限界を乱暴に踏み超えて行政権の憲法解釈及び国会による法律の制定によって改変してしまおうとするものであり、これはまさに、立憲主義の根本理念を踏みにじるものである。

（2）後方支援活動等の違憲性

次に、訴状「第2」の3では、後方支援活動等の実施の違憲性について述べる。

重要影響事態法及び国際平和支援法においては、その主要な活動として、「後方支援活動」及び「協力支援活動」が規定されている。これによって、自衛隊は、地球上どこでも、諸外国の軍隊に対して後方支援活動等を行うことが可能となった。

すなわち、従来の周辺事態法では、「周辺事態」に対処することが目的とされており、少なくとも自衛隊の活動の地理的限界を画する機能を有していたが、周辺事態法は重要影響事態法へと改正され、自衛隊の地理的限界を画する機能は完全に消滅した。

さらに、国際平和支援法の改正により、「国際平和共同対処事態」に対

して、いつでも、地理的限定なく自衛隊を後方支援等のために派遣できることになり、「協力支援活動」、「搜索救助活動」等として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の対応措置をとることが出来ることになった。

後方支援活動等とされるものは、外国の軍隊に対する物品及び役務の提供であって、一般に「兵站」と呼ばれているものであり、憲法9条が禁止する「武力の行使」そのものと評価され違憲と解すべきことになることはもはや明らかである。

この点について、名古屋高裁2008年4月17日判決は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為につき、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということが出来る」と判示した。

後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、相手国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価されるものなのである。

以上の通り、集団的自衛権の行使及び後方支援活動等の実施を容認する部分、すなわち、新安保法制法のうち、少なくとも集団的自衛権の行使等の根拠となる条項は、いずれも憲法9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反し、違憲であり、違憲の法律制定に向けての閣議決定及び国会の議決等が違法であることは明らかである。

3 訴状「第3」について

(1) 総論

新安保法制法制定前後からの自衛隊の新装備等の導入やその構想の拡大には著しいものがあり、このまま進めば、「専守防衛」の域を超え、日本はまぎれもない軍事国家へと変貌する。

訴状の「第3」では、新安保法制法制定後に行われた自衛隊の具体的な

動きについて述べる。

新安保法制法施行後、新任務として実施されたのは米イージス艦への給油と米艦防護、新安保法制法により新たに認められた駆けつけ警護及び宿営地共同防護の任務を付与された自衛隊部隊の南スーダンへの派遣である。これらは、いずれも従来の政府解釈でも違憲となる行為である。

(2) 駆けつけ警護と宿営地共同防護

中でも、自衛隊のP K O派遣について、政府は、改正P K O協力法に基づいて、2015年11月15日、新たな任務である「駆け付け警護」と「宿営地共同防護」を付与する「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」を閣議決定し、防衛大臣が同月18日付けで第11次隊に派遣命令を発した。

駆け付け警護とは、「P K O等の活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護の活動」である。

これは、言い換えれば奪還作戦であり、戦闘行為の中核をなすものである。相手が武力で攻撃してくる以上、こちらでも武力で対抗することになるから、政府解釈の「専守防衛」の立場からしても、上記自己の生命・身体を守るためという武器使用目的を超えて武器使用を許容した時点で、憲法9条2項に違反し、明らかに違憲である。

また、新たに追加された宿営地の共同防護の任務では、そのための武器使用として、従来の「自己保存型の自然権的武器使用」を維持しつつも、自衛隊員本人だけではなく「その宿営する宿営地に所在する者」も追加された。

これは、他国の武力行使と一体化して陣地防御を行う組織戦を行うに等しく、憲法9条1項の武力行使禁止原則に違反することとなる。

なお、仮に改正P K O協力法が法令違憲とまで解されないとしても、南

スーダンPKO（UNMISS）に自衛隊を派遣し、業務に従事させることは、憲法9条に対する適用違憲である。

4 訴状「第4」について

訴状「第4」では、新安保法制法の制定にかかる行為により原告らが被った権利侵害について述べる。

集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、海外にまで出向いて参加し、武力を行使して、日本を戦争当事国としてしまい、日本が戦争当事国になれば当然に、敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やあるいはテロ攻撃を、日本の領域に対しても招くことになる。すなわち、日本の国土が戦場となるのである。

新安保法制法による後方支援活動等についても、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵站活動を認めるものであるから、相手国等から見れば、自衛隊は、他国の軍隊と一体となって武力を行使する支援部隊として攻撃対象となり、自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による武力の行使に至る危険が極めて高いものである。

こうして、ここでも、後方支援活動等から、日本は戦争当事国となり、日本の領域に対しても武力攻撃やテロ攻撃を招くことになる。

また、国民は、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び存立危機事態、そして、存立危機事態において多くの場合並存することにならざるを得ない武力攻撃予測事態、さらには、その後、移行することが予測される武力攻撃事態において、以下に掲げる多種多様の権利制限を受け、義務を負わなければならないことになる。

原告らは、この訴訟において、平和的生存権侵害と人格権侵害に限定して主張しているが、新安保法制法の成立がなければ甘受する必要など全くなかったこのような権利制限、義務の負担等によって、より広範な自由権、財産権の侵害を受けることになる。

原告らは、このような集団的自衛権の行使又は後方支援活動等の実施を容認した新安保法制法の提出に係る内閣の行為及び国会の議決によって、憲法において保証された平和的生存権を侵害されている。

集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本が自ら他国の攻撃に加担し、武力の行使や兵站活動等を行って、他国の国土を破壊し、その国民・市民を死傷させるものであるとともに、戦争の当事国となった日本は、当然に、敵対国から国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となることを覚悟しなければならないのであり、原告らを含む日本の国民・市民の全部が、戦争体制に突入し、その犠牲を覚悟しなければならないことになる。

このような集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定は、日本が実際に戦争に突入した場合はもちろんであるが、それに至らない段階においても、その具体的危険を生ぜしめるものとして、原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するものであると同時に、原告ら国民・市民の人格権を侵害するものである。

原告らは、(1)先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、②シベリア抑留者とその家族、(2)米軍・自衛隊基地周辺住民、(3)自衛官及び公共機関の労働者、例えば、①元自衛官、②鉄道労働者、③医療従事者、(4)様々な被害者、例えば、①子どもや孫を持つ母親や家族、②障害者及びその関係者、③生活や福祉が害される者、(5)信念や生き方を害された者、例えば、①学者・研究者、②教育者、③宗教者、(6)その他の被害者などである。

訴状第4の5及び、訴状別紙においては、そうした原告らのいかなる権利、利益が侵害されたかを明らかにしているが、第1次訴訟の原告、第2次訴訟の原告計221名は、それぞれ様々な立場や経験に基づいて本訴訟の原告に名を連ねている。

新安保法制法の提出に係る内閣の行為及び国会の議決によって、原告らが

平和的生存権や人格権を侵害され、今もなお受け続けている被害について、原告らは、本訴訟を通じて詳らかにしていく。

第3 おわりに

2015年9月19日、空前の規模で広がった国民・市民の運動と、6割を超す「今国会の成立に反対」という国民・市民の世論に背を向けて憲法違反の新安保法制法の可決を強行して以降、原告ら多くの国民・市民が、テロや戦争被害を受けるおそれを感じている。今回の新安保法制法の制定等は、既に述べたように、国民・市民の平和的生存権を侵害し、生命身体精神等の人格権を著しく侵害するものである。

新安保法制法により集団的自衛権の行使等が現実化してからでは遅いのである。違憲な既成事実の積み重ねは、既に開始されているが、それがもっと進行してからでは取り返しがつかないのである。

人は、民族や人種等の違いがあっても、等しく愛する人達がおおり、喜怒哀楽も変わらず、真心をもって親切や援助を与える者に対しては、心を開き、感謝報恩の心をもって接するものである。

憲法前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあるのは、日本がこの憲法を精神を体現し、国家を挙げ、全力で諸国民の困難と自立を助け、諸国民の感動を呼ぶような気高い希有な国家となることによって、諸国民に守られるような安全保障政策を取ることを宣言したものとみることができる。

憲法前文の最後には「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。」とあるが、戦後の歴史は、残念ながら国家、国民一丸となってこの誓いのとおりに邁進してきたとは言い難い。

しかしながら、この平和憲法があるが故に日本は、70年間戦争をしない国として他国からも信頼されてきた。ただ、この信頼は一旦失われれば容易に取

り戻すことはできない。

日本は、既に真逆の方向に歩み出しているが、これを引き戻せるのは今において他にはないのである。

憲法 99 条により憲法を尊重し擁護する義務を有する裁判所が、憲法 76 条 3 項に従って、その良心に従い、独立を守って、集団的自衛権の行使等がされる前に、憲法 81 条の違憲立法審査権を行使して、司法的判断を示すことが求められている。

最後に、御庁には、日本のみならず世界に向かっても平和憲法の理念を示す勇気ある判断をされることを希求するものである。

以上